

仕 様 書

1 件名

管理監督職研修業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

単年度契約であるが、令和9年度、令和10年度の予算が成立することを条件として、初年度を含む3年の継続契約を原則とする。但し、事業評価を行ったうえで継続の可否を決める。

3 履行場所

渋谷区役所、渋谷区が指定する場所

4 研修等概要

(1) 目的

渋谷区基本構想の実現に向け、渋谷区の変革を担うことのできる人財を育成するために、変革の推進者（イニシアティブを執れる人）として必要な能力を開発していく。組織変革に必要な「バックキャストिंगで問題を設定する力」や「人と組織を動かす力」を習得し、実際に変革を推進するスキルを学び、実践することで手応えと成功体験を掴み、研修受講後は自身が職場の他の職員の育成を担えるようになることを目的とする。

(2) 対象者

管理職候補者 10人程度

(3) カリキュラム

詳細は監督員と協議の上決定することとするが、主に次の内容に基づいたカリキュラムであること。

① 渋谷区人財育成基本方針

- II. 渋谷区のあるべき人財像と組織像（6～9ページ）

- III. 各職層に求められる能力等

課長級（5級職）（12ページ）

- V. 注目施策の概要

管理監督職の能力向上（35ページ）に記載されている【キーワード】

「判断力」「育成力」「リーダーシップ」「マネジメント能力」

② 渋谷区実施計画2023

- プロアクティブ型人財の育成（170ページ）

(4) 実施時期及び時間

令和8年7月下旬から令和9年2月までの7か月間で月1日程度とする。

1日単位の研修は、午前9時から午後5時までとする。

※各回の研修実施日以外の期間は、受講者が職場における実践的取組を行う期間とし、

当該期間において、必要に応じて相談対応等の支援を行うことを想定する。
※休憩時間・昼食休憩については、講義の進捗状況に応じ、講師の判断で適宜盛り込むこと。

5 業務内容

(1) カリキュラムや指導方法の策定

なお、カリキュラムの構成にあたっては、以下の要素を必ず含めるものとする。

- ① 知識・理解の基盤となる座学研修（バックキャストによる問題設定力や、人と組織を動かすためのリーダーシップ・マネジメント等に関する理論・手法の習得）
- ② 職場の課題等を踏まえた実践的取組（課題設定、実行、振り返りを含む）
- ③ 実践の過程で生じる課題に対し、適時に助言・支援を行う相談対応

(2) 研修に使用するテキストの提供

- ①使用するテキストは、監督員の事前承認を得ること。
- ②テキストは原則としてデータ配信とすること。（ペーパーレス推進のため）
- ③紙のテキスト等を使用する場合は、受講者の人数分に3部を加えた部数を用意すること。
- ④テキスト・資料等は各研修実施日の3営業日前までに納品すること。

(3) 研修講師の派遣、実施・運営

- ①研修講師は、監督員と協議を行ったうえで、提案講師一覧〔様式7〕に記載の講師から決定すること。
- ②研修講師について急病その他予期できない事態で登壇できない場合、提案講師一覧〔様式7〕に記載の他の講師を派遣すること。ただし、提案講師を派遣できない場合は、監督員と協議を行ったうえで、対応できる講師を受託者の責任をもって派遣すること。

(4) 相談業務

研修講師は、適宜受講者と所管課からの相談に応じること。

6 留意事項

(1) カリキュラム・指導方法等の実施詳細については、監督員と十分な協議を行うこと。

(2) 次の費用は受託者の負担とし、この契約に含めるものとする。

- ①研修用テキストの提供に要する費用
- ②講師料・講師の交通費・食事代・その他雑費

(3) 研修実施にあたって必要な消耗品及びパソコン・プロジェクター等の機器については事前に監督員と協議した結果、所管課が用意できないものについては受託者が負担すること。

(4) 研修時間中に機材の故障・損傷等が生じた場合は、受託者が対処すること。

7 支払い

研修終了後（履行検査確認後）、請求により支払う。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについて、「渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項」及び「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

9 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、第三者に一部を再委託する必要が生じた場合は、あらかじめ監督員の許可を得なければならない。

10 諸法令の遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

11 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、監督員と受託者の協議によって決定するものとする。

12 請求課

総務部人事課人財育成係

電 話：03-3463-1353

F A X：03-5458-4987